

# 春先の家畜排せつ物の適正な管理の徹底を!

一定頭数以上を飼養する家畜農家の皆様は「家畜排せつ物法」の基準に従い、  
家畜ふん尿を管理しなければなりません。

## 一定頭数以上を飼養する畜産農家とは

牛：10頭以上、豚：100頭以上、鶏：2,000羽以上、馬：10頭以上を飼養する農家が該当します。ただし、牛及び馬では6ヶ月齢未満、豚では3ヶ月齢未満、鶏では2日齢未満のものは頭数のカウント対象から除外されます。

## 法律の基準とは

家畜の排せつ物は施設において管理しなければなりません。

また、排汁などを地下浸透・流出させないよう、次のような施設の構造に関する基準が設けられていますが、シートを利用した簡易な施設でも、法律の基準を満たすことが可能です。

ふんの処理・保管施設 = 不浸透性資材の床+適当な覆い+側壁

尿やスラリーの処理・保管施設 = 不浸透性資材の貯留槽

## 家畜ふん尿の不適正な管理とは

ふんの野積み、尿やスラリーの素掘貯留のほか、施設がある場合であっても、施設や管理の不備により、ふん尿や排汁の地下浸透・周囲への流出がある場合は不適正な管理に該当します。

春先の大雪や融雪時には、特に注意が必要となりますので、管理の徹底をお願い致します。

## 改善に向けた指導方法や法律に基づく罰則などの規定とは

家畜ふん尿の不適正な管理を解消するため、まず、道や市町村などに設置する「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」が『法に基づかない』事前指導を行い、改善策や達成期限などを提示します。

事前指導によって改善が図られない場合には、法律に基づき知事が指導・助言を行い、さらに必要があれば、知事が勧告・命令を行います。なお、この命令に従わない場合には、最高で50万円以下の罰金に処せられます。

ご不明な点やご相談などがある場合は、北海道農政部畜産振興課環境飼料グループのほか、各農業関係団体までお問い合わせ下さい。

●北海道農政部畜産振興課環境飼料グループ TEL 011-231-4111 内線27-767

# 多忙な春耕期を迎えて再度の安全確認をお願いいたします

本格的な春耕期を迎えられ、忙しい毎日をお過ごしの中、つい農作業中の安全確認を怠ってしまうこともあるのではないでしょうか?

一度の不注意・確認不足が大事故や大ケガにつながりかねませんので、トラクターをはじめとした農作業機を運転・操作する場合には、十分な安全確認を行い、下記の通り「MMH（マナー・マーク・保険）運動」にも積極的に取り組み、事故減少に努めて頂きたいと思います。

M（マナー）…トラクター等の運転は、交通ルールと運転マナーを遵守しましょう。

M（マーク）…点検・整備の励行と低速車マーク・反射テープ等の装着をしましょう。

H（保険）…労災保険と傷害共済・自動車共済等の任意保険へ加入しましょう。

また、上記にある通り、以下の農業経営形態の場合には、雇用労働者（アルバイト・パート含む）の労災保険加入手続きを行わなければなりません。

●法人経営を行っている場合…株式会社、農事組合法人（農事組合法人の従事分量配当制を取っている場合は除く）など

●個人経営でも、5人以上の労働者を常時雇用している

上記にあてはまる場合は、労働者を雇い入れた日から10日以内に所定の保険関係成立届をJAまたは労働基準監督署等に提出し、労災保険の加入手続きを行わなければなりません。

労災保険に関するご質問など詳細につきましては、浦河労働基準監督署もしくは当JA営農部営農課までお問い合わせ下さい。

●浦河労働基準監督署 TEL 0146-22-2113

●JAしづない営農部営農課 TEL 0146-42-1051 FAX 0146-42-7034